

1 - 11 内装制限の解説

第1 内装制限の目的

建築物の内装の制限をする目的とは、壁、天井等の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料、難燃材料で仕上げることにより、建築物内の火災の初期成長を妨げてフラッシュオーバーの時間を遅らせ、避難、消火活動等を容易にしようとするものである。

この目的は、法、建基法とも同じである。

(注) 室内とは居室だけでなく、廊下、階段等も含めて当該用途に供する部分をいい、押入のような部分は除かれる。

第2 法上の内装制限

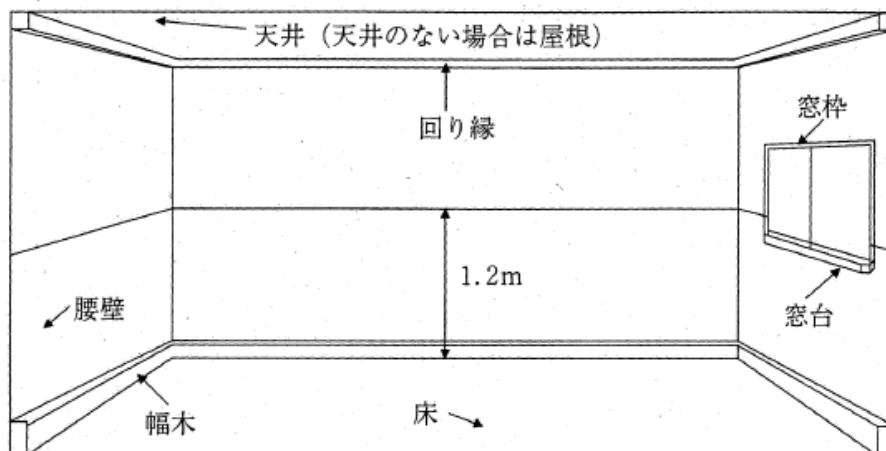
法では、内装制限をしなければならないという規定ではなく、内装制限をした場合には、次に掲げる消防用設備等の設置の基準を緩和することができるというものである。

1 内装制限により緩和措置のある消防用設備等

- (1) 消火器(規則第6条第2項)
- (2) 屋内消火栓設備(令第11条第2項)
- (3) スプリンクラー設備(規則第13条第1項第2号)
- (4) 動力消防ポンプ設備(令第20条第2項)
- (5) 漏電火災警報器(令第22条第1項)
- (6) 避難器具(規則第26条第5項第1号ニ)
- (7) 連結散水設備(規則第30条の3第1項第1号イ)

第3 内装制限する範囲

【居室】の場合



(注) 小面積の幅木、窓枠、窓台、回り縁等と床は対象外である

居室の内装(天井・壁(建基法上は、床面からの高さが1.2メートル以下の部分は除かれているが、法上の消防用設備等の緩和措置を受ける場合は、1.2メートル以下の部分も内装制限の対象となる。))は、不燃材料、準不燃材料、難燃材料(以下「防火材料」という。)を使用しなければならない。

【廊下・階段】の場合

天井、壁(腰壁を含む。)の内装は、準不燃材料とする。

避難階段、特別避難階段では、下地、仕上げとも不燃材料とする。

第4 壁紙・塗料等

内装制限を受ける室内の仕上げとして、壁紙を貼る、若しくは塗料等を塗るなどの方法があるが、これらの場合は、一般的に下地との組合せで国土交通大臣の認定を受けているので注意が必要である。

認定を受けた防火材料には認定番号が付され、不燃材料は「NM - 通算番号」、準不燃材料は「QM - 通算番号」、難燃材料は「RM - 通算番号」という付番方法となっており、同じ建築材料であっても申請者により認定番号が異なる。

なお、塗料、塗壁等代表的な認定番号は、次表のとおりである。

申請者の名称	建築材料の名称	新認定番号	旧認定番号
一般社団法人 日本塗料工業 会	塗料塗装/不燃材料	NM-8585	基材同等第0001
	塗料塗装/準不燃材料	QM-9816	基材同等第0001
	塗料塗装/難燃材料	RM-9364	基材同等第0001
特定非営利活 動法人湿式仕 上技術センタ ー	無機質砂壁状吹付材塗り/不燃材料	NM-8571	基材同等第0003
	無機質砂壁状吹付材塗り/準不燃材料	QM-9811	基材同等第0003
	無機質砂壁状吹付材塗り/難燃材料	RM-9366	基材同等第0003
	有機質砂壁状塗料塗り/不燃材料	NM-8572	基材同等第0004
	有機質砂壁状塗料塗り/準不燃材料	QM-9812	基材同等第0004
	有機質砂壁状塗料塗り/難燃材料	RM-9361	基材同等第0004
	複合型化粧用仕上材塗り/不燃材料	NM-8573	基材同等第0005
	複合型化粧用仕上材塗り/準不燃材料	QM-9813	基材同等第0005
	複合型化粧用仕上材塗り/難燃材料	RM-9362	基材同等第0005
	繊維壁材塗り/不燃材料	NM-8574	基材同等第0008
	繊維壁材塗り/準不燃材料	QM-9814	基材同等第0008
繊維壁材塗り/難燃材料	RM-9363	基材同等第0008	